

鳥取県名誉県民規則の新設について

1 規則の新設理由

県の発展に顕著な功績があった外国人に対し、鳥取県名誉県民（以下「名誉県民」という。）の称号を贈り、その功績を顕彰するため、必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 目的	この規則は、県の発展に顕著な功績があった外国人に対し、名誉県民の称号を贈り、その功績を顕彰することを目的とする。
(2) 称号を贈る者	名誉県民の称号は、公共の福祉の増進、経済の発展、交流の促進、学術又は文化の振興その他県の発展に貢献し、その功績が特に顕著な外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下「候補者」という。）であって、知事が適当と認めるものに対して贈るものとする。
(3) 欠格条項	候補者が次のいずれかに該当する者であるときは、名誉県民の称号を贈ることができない。 ア この規則により、既に名誉県民の称号を贈られた者 イ 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者 ウ その他名誉県民にふさわしくないと知事が認める者
(4) 顕彰	ア 知事は、名誉県民の称号を贈られた者に対して、表彰状又は名誉県民であることを証する物品を贈り、顕彰する。 イ 知事は、顕彰するに当たって、記念品を添えることができる。
(5) 雑則	この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
(6) 施行期日	施行期日は、公布日とする。